

令和2年度

島根県原子力発電施設等周辺地域 企業立地支援事業（通称F補助金）

【公募要領】

（この公募は、令和2年度予算の成立を条件に公募の手続きを行うものであり、
予算が成立しない場合には公募を取りやめることがある。）

《公募締切》

令和2年2月21日（金）

《受付期間》

令和2年2月7日（金）～令和2年2月21日（金）（郵送必着）

《応募書類送付先及び問い合わせ先》

島根県 商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ（担当者：三^{みなり}成）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5295 FAX:0852-22-6080

E-Mail: kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

令和2年2月

島根県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要
2. 事業内容について
3. 補助対象経費及び補助率
4. 事業実施機関
5. 応募資格
6. 公募期間
7. 応募書類の提出について
8. 審査について
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業内容

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の内容
2. 主な用語の説明
3. 電力給付金の交付要件
4. 特例給付金の交付要件
5. 特例増設の要件
6. 補助額の算定方法
7. 事業スキーム

III. 業務内容

1. 上期の業務内容
2. 下期の業務内容
3. その他の行内容

IV. 応募書類様式

- (様式第1号) 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 応募書
- (様式第2号) 応募者概要
- (様式第3号) 事業実施計画書
- (様式第4号) 収支計画書

別紙資料

- ・ 過去3カ年の交付対象事業者の件数及び交付額及び
平成31年度当初予算における補助金計上額（一般事務費除く）
- ・ 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 業務手引書

I. 公募内容

1. 制度の概要

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）の概要について

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等が所在する市町及びその周辺地域において、事業者が小売電気事業者等と新たに電気の需要契約を締結した場合、または事業所の増設を行い契約電力・支払電気料金等が増加した場合に最大8年間、補助金を交付することにより企業立地に対する支援を行い、当該地域の雇用増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。

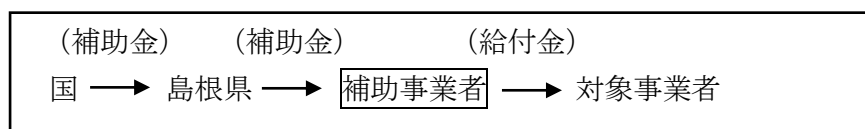
半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、事業者からの応募申請に基づき要件を満たしたものについて、補助金の交付を行います。

(2) 通則

本事業は、次の法令及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和20年政令第255号）
- ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- ・特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）
- ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成12・03・07資財第9号（以下「国要綱」という。））
- ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助事業実施要領（平成20・03・28資庁第10号（以下「国要領」という。））
- ・補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号（以下「交付規則」という。））
- ・島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年2月21日施行（以下「交付要綱」という。））
- ・島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成15年2月21日施行（以下「実施要領」という。））
- ・島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付業務手引書（平成15年2月21日施行）

(3) 交付スキーム



2. 事業内容について

補助事業者は、上記法令及び交付要綱等に基づき事業を実施します。

「II. 事業内容」及び「III. 業務内容」のとおり

3. 補助対象経費および補助率

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額 補助率 10/10
ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。

(2) 一般事務費

交付事務に要する次の費用

費目	内容
人件費	交付事務に係る役職員等の人件費
印刷製本費	応募要領等の印刷製本費等
旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による)
通信運搬費	郵便料金、宅配料金 等
消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費 等
賃借料	資料保管料(貸倉庫)・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムを使用リース料 等
雑費	その他交付事務に必要な経費

(3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ア 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- イ 免税事業者である補助事業者
- ウ 簡易課税事業者である補助事業者
- エ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- オ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- カ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5. 応募資格

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格(内国法人)を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。

- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

6. 公募期間

令和2年2月7日（金）～令和2年2月21日（金）郵送必着

7. 応募書類の提出について

- (1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。
提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を参照
- (2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- (4) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書 様式第2号 応募者概要 様式第3号 事業実施計画書 様式第4号 収支計画書 ※「IV. 応募書類様式」のとおり	各1部
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 決算報告書又は財務諸表（過去2年分） 「会社(事業)案内」（事業概要が確認できるパンフレット等） その他参考となる資料	各1部

8. 公募要領に関する質問

公募要領について質問がある場合には、令和2年2月7日（金）から令和2年2月13日（木）午後5時までに、質問者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び質問内容を詳しく記入の上、FAXまたは電子メールにてお送りください。

回答については、令和2年2月17日（月）に島根県商工労働部企業立地課のホームページに掲載します。

なお、電話でのお問い合わせには一切応じられませんので、必ずFAXまた電子メールでお送りください。

9. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で評価します。

①補助事業者の事業実施体制、能力等の評価

ア 「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

イ 事業を遂行するために、事業規模に適した実施体制をとり、必要な人員配置ができているか。

ウ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ事業にかかる経理について十分な管理能力を有しているか。

②事業内容の評価

ア 「IV. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

イ 実施計画書の内容が、国および県の定める法令規則に基づき正しく記載されているか。

ウ 情報セキュリティに関する取り組みは十分で、個人情報を適切に管理する能力・体制を有しているか。

エ 実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

オ 交付額、一般事務費の積算の根拠が明確で、妥当な金額となっているか。

カ その他、地域貢献度 等

(3) 審査結果（採択または不採択）について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

※補助事業者の決定については、令和2年3月下旬を予定

10. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の1. 制度の概要の（2）通則に記載されている法令規則を遵守しなければなりません。

(1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

- (2) 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から1月を経過した日又は補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- (5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は給付対象事業者に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。

11. その他

- (1) 令和2年度交付対象地域
松江市（旧東出雲町を除く）
- (2) 別紙資料
過去3ヶ年の交付対象事業者の件数及び交付額及び平成31年度当初予算における補助金計上額（一般事務費除く）
- (3) 公募資料作成に係る資料の提供について
公募資料の作成に必要な資料については、別紙資料のほか可能な限り提供いたしますので御連絡ください。
 - ①国要綱
 - ②交付規則
 - ③交付要綱
 - ④実施要領

Ⅱ. 事業内容

1. 概要

国要綱及び国要領等に基づき、半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、国及び県の予算の範囲内において、事業者からの応募申請に基づき内容を審査した上で申請者に給付金を交付します。

(1) 対象地域

松江市（旧東出雲町を除く）

(2) 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地及び特例増設を行った者。

ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

(3) 対象事業

次のいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は市の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

ウ 県又は市の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市町からの金銭的な支援を受けているもの

※ただし、企業立地日が平成27年9月30日以前で継続申請の場合、事業の種類は製造業・非製造業を問いません。

(4) 対象となる補助金

電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金、及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

(5) 交付の方法

事業者が指定する金融機関口座への振込みにより交付を行うものとする。

(6) 対象期間

企業立地した半期の翌半期から最大8年間

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期の継続申請が可能です。（翌々半期に新規申請を行った場合は15期）

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、さらに最大8年間、交付期間が延長されます。

(7) 事業者への補助金交付時期

上期及び下期の年2回

ア 上期

令和元年10月1日～令和2年3月31日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

イ 下期

令和2年4月1日～令和2年9月30日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

2. 主な用語の説明

(1) 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町の長が推薦したものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 対象市町内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

(2) 新設

対象市の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

(3) 増設

対象市の区域内にある事業所を、同一場所で拡充あるいは設備等の増強を行うことをいいます。

(4) 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合

契約電力が増加した日

(5) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

- ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること。
- イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価格（以下「投資額」という。）の総額が250万円（税抜）以上であること。
- ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
 - (ア) 製造業に属する事業
 - (イ) 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業
 - (ウ) 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市町からの金銭的な支援を受けているもの

(6) 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

- ア 契約電力変更の申込みが行われた場合
契約の変更に伴い契約電力が増加した日
- イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合
契約電力が増加した日

3. 電力給付金の交付要件

(1) 令和2年度申請における企業立地日

ア 新規申請の場合

区分	新規申請できる企業立地日の期間
令和2年度上期	企業立地日が平成31年4月1日～令和2年2月29日であること。ただし、企業立地日が令和元年度上期で、令和元年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。
令和2年度下期	企業立地日が令和元年10月1日～令和2年8月31日であること。ただし、企業立地日が令和元年度下期で、令和2年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。

イ 継続申請の場合

区分	継続申請できる企業立地日の期間
令和2年度上期	企業立地日が平成22年4月1日以降であること。
令和2年度下期	企業立地日が平成22年10月1日以降であること。

(2) 新規申請及び継続申請の対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

ウ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市町からの金銭的な支援を受けているもの

※ただし、企業立地日が平成27年9月30日までの場合、製造業・非製造業を問いません。

また、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する場合は対象外です。

(3) 電力関係

ア 補助金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。

イ 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。

需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となります。

ウ 電気の需給契約の相手方は小売電気事業者等であること。

エ 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。

当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算出します。

	新設	増設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今契約電力	実契約電力÷支払月数	同左
増加契約電力	同上	今期契約電力－基礎契約電力

	新設	増設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今電気料金	実支払電気料金	同左
増加電気料金	同上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

(4) 雇用関係

ア 雇用者は、補助金の申請者が直接雇用した対象事業所で常時就労している雇用者であること

イ 雇用者は、雇用保険の一般被保険者の加入者であること

ウ 基準日※における対象事業所の雇用創出効果が3人以上であること

当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は次頁表のとおりです。

	新設	増設
基礎雇用者数 (初回申請時に確定)	ゼロ	企業立地日の1年前の属する半 期末日の雇用者数
控除雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一市間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、所在市にある既存事業所から隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、隣接市町にある既存事業所から別の隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者 	
増加雇用者数 (雇用創出効果)	基準日 [*] の雇用者数 - 控除雇用者数	基準日 [*] の雇用者数 - (基礎雇用者数+控除雇用者数)

※基準日：上期の場合は令和2年3月31日、下期の場合は令和2年9月30日、以下同じ。

4. 特例給付金の交付要件

平成20年4月1日以降の企業立地又は特例増設における電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

(1) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- ア 製造業に属する事業
- イ 県又は市の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定業種に属する事業
- ウ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 投資関係

- ア 補助金の申請書が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること
- イ 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新增設に伴う投資を行い、その投資額が次頁の表に掲げる金額以上であること

新設	増設
500万円	250万円

5. 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間、交付期間が延長されます。特例増設の申請は2度に限り可能です。

(1) 令和2年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

区分	特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間
令和2年度上期	特例増設日が平成31年4月1日～令和2年2月29日であること。
令和2年度下期	特例増設日が令和元年10月1日～平成2年8月31日であること。

(2) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定業種に属する事業

ウ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市町からの金銭的な支援を受けているもの

(3) 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること

交付期間の延長に係る増加契約電力・増加電気料金は下表のとおり算出します。

基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電力料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

	特例増設1回目	特例増設2回目
当初の企業立地日がH20.3.31以前の場合	特例増設日(1回目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 特例増設日(2回目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日(1回目)の属

		する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値
当初の企業立地日が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日（1度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（1度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値	(A) 特例増設日（2度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値

(4) 雇用関係

対象事業所の基準日における雇用創出効果が3人以上あること。

基準日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定します。

交付期間延長に係る基礎値（基礎雇用創出者数）

	特例増設1回目	特例増設2回目
当初の企業立地日が H20. 3. 31 以前の場合	特例増設日（1度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数	(A) 特例増設日（2度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数
当初の企業立地日が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日（1度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 企業立地日の属する半期	(A) 特例増設日（2度目）の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1度目）の属

	の翌期から特例増設日（1度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数	する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数
--	--	---

(5) 投資関係

- ア 補助金の申請書が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること。
- イ 原則として特例増設日の属する半期に事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が250万円（税抜）以上であること。

6. 補助額の算定方法

$$\text{補助額 (Ⅲ)} = \text{電力給付金 (Ⅰ)} + \text{特例給付金 (Ⅱ)}$$

I 電力給付金の算出方法

増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を乗じて算出（千円未満切捨）

$$\text{電力給付金} = \text{算定契約電力}^{*1} \times (\text{算定単価}^{*2} - \text{交付金単価}^{*3}) \times \text{電気料金支払月数}$$

※1 算定契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

算定契約電力(kw/月) = 当該半期の契約電力の合計(kw) ÷ 電気料金支払月数(月)

ただし、算定契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

区分	上限
3人以上20人未満	1,500kw
20人以上	2,500kw

※2 算定単価：当該半期内に支払った電気料金（消費税、遅収料金除く。以下「実支払電気料金」という。）と算定契約電力に基づき以下の算定を行う。

1kwあたりの月額支払電気料金 = 実支払電気料金(円) ÷ (算定契約電力(kw/月) × 電気料支払月数)

1kwあたりの月額支払電気料金を次頁表の区分に当てはめ、算定単価を算出

1kw あたりの月額支払電気料金	算定単価
1,500 円未満	600 円
1,500 円以上 1,600 円未満	640 円
1,600 円以上 1,700 円未満	680 円
1,700 円以上 1,800 円未満	720 円
1,800 円以上 1,900 円未満	760 円
以降、100 円ごとに区分	以降、40 円ずつ加算

※3 交付金単価：原子力立地給付金（電源立地地域対策交付金）

対象市	交付金単価（契約電力 1kw あたり）
松江市（旧松江市）	333 円
松江市（旧鹿島町）	444 円
松江市（旧島根町）	333 円
松江市（旧美保関町）	222 円
松江市（旧八束町）	222 円
松江市（旧八雲村）	222 円
松江市（旧玉湯町）	222 円
松江市（旧宍道町）	222 円

II 特例給付金の算出方法

増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

$$\text{特例加算金} = \text{増加した雇用人数} \times 30 \text{ 万円}$$

III 補助金の限度額

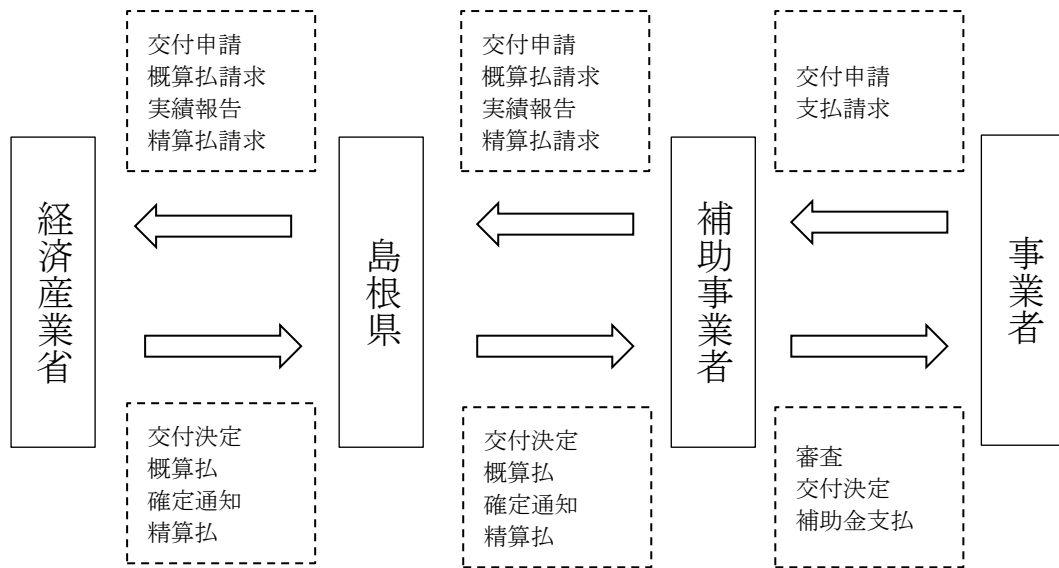
前ページで算出した電力給付金と特例給付金の合計と下記①、②の額を比較し、最も低い額が補助額となる。

- ① 算定電気料金＝増加契約電力×（算定単価×係数A^{※4}－交付金単価^{※3}）×支払月数
 ② 支払電気料金＝増加電気料金×係数B^{※4}－（増加契約電力×交付金単価^{※3}×支払月数）

※4

区分	所在市町	隣接市町（旧隣接）
係数A	2	1.5
係数B	1	0.75

7. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

国及び県交付要綱等に基づき、適正・円滑な補助金交付事務を行う。

1. 上期の業務内容

- (1) 4月の業務内容
 - ア 応募要領、審査依頼書の作成及びホームページへの掲載
 - イ 初回申請事業者に係る市の推薦状のとりまとめ
 - ウ 申請事業者からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査（～6月中）
- (2) 6月～7月の業務内容
 - ア 申請事業者へ交付申請書の提出依頼・とりまとめ
 - イ 令和2年7月1日から令和2年7月15日までに県へ交付申請書を提出
- (3) 8月の業務内容
 - ア 申請事業者に現地調査を実施
 - イ 申請事業者へ交付決定通知書を送付
 - ウ 申請事業者へ請求書の提出依頼
- (4) 9月の業務内容
 - ア 申請事業者からの請求書をとりまとめ
 - イ 県へ概算払請求書を送付
 - ウ 申請事業者へ補助金を交付
 - エ 県へ実績報告書及び精算払請求書を送付（～10月中）

2. 下期の業務内容

- (1) 10月の業務内容
 - ア 応募要領、審査依頼書の作成及び関係各所（国、県、市町及び申請事業者）へ送付
 - イ 初回申請事業者に係る市の推薦状のとりまとめ
 - ウ 申請事業者からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査（～12月中）
- (2) 12月の業務内容
申請事業者へ交付申請書の提出依頼
- (3) 1月～2月の業務内容
 - ア 申請事業からの交付申請書のとりまとめ
 - イ 令和3年1月1日から令和3年1月15日までに県へ交付申請書を提出
 - ウ 申請事業者へ現地調査を実施
 - エ 申請事業者へ交付決定通知書を送付
 - オ 申請事業者へ請求書の提出依頼
- (4) 3月の業務内容
 - ア 申請事業者からの請求書をとりまとめ
 - イ 県へ概算払請求書を送付
 - ウ 申請事業者へ補助金を交付
 - エ 県へ実績報告書及び精算払請求書を送付（～4月5日まで）

3. その他の業務内容

(1) 業務打合せ（適宜）

進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ

(2) 県からの調査受け入れ

県は、半期ごとに、補助事業者へ補助金事務が適切に執行されているか調査を行います。

調査時期は、上期は概ね8月下旬～9月上旬、下期は概ね2月下旬～3月上旬に実施します。

※現行の事業執行状況を基に記載してあります。時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

IV. 応募書類様式

様式第1号

令和 年 月 日

島根県知事 丸山達也 様

住 所
名 称
代表者名

⑩

令和2年度島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の公募に係る書類の提出について

令和2年度島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を添えて応募します。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.

応募者概要

1. 応募者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

2. 実施体制

島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

- ・国及び県の交付要綱、実施要領等を熟読の上、下記の項目に記載してください。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1. 交付対象地域
2. 対象事業者 ※交付要綱等に基づき補助要件を記載 (1) 新規申請するための補助要件 (2) 特例給付金の補助要件 (3) 特例増設を申請するための補助要件
3. 補助額 ※実施要領等に基づき記載 (1) 電力給付金の算定方法 (2) 特例給付金の算定方法 (3) 交付限度額の算定方法
4. 交付時期及び交付方法
5. 個人情報の管理 ・個人情報の管理について記載 (個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること)
6. 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
7. その他 ・上記以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

1. 収入

区分	予算額 (円)	内容
県交付金		原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 円 一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

2. 支出

・島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区分	内容	予算額 (円)	積算内訳
補助金			別添のとおり

・一般事務費

区分	内容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅費			
通信運搬費			
消耗品費			
賃借料			
雑費			
合 計			